

70 歳から 74 歳の被保険者等に係る一部負担金割合について

平成 26 年 4 月以降に 70 歳に達する被保険者等について段階的に、翌月以降の診療分から療養に係る一部負担金等の割合が法定の 2 割となります。

既に 70 歳に達している特例措置対象の被保険者等の一部負担金等の割合は、現行の 1 割が継続されることになりました。

詳細は次のとおりです。

◇ 昭和 19 年 4 月 2 日以降生まれの方

70 歳誕生月の翌月（1 日生の方は誕生月）からの一部負担金等の割合は、「2 割」となります。

対象者には高齢受給者証を事業主経由で、健康保険組合より交付いたします。

◇ 昭和 19 年 4 月 1 日以前生まれの方（特例措置対象者）

平成 26 年 4 月 1 日以降も引き続き、一部負担金等の割合は「1 割」です。

対象者の高齢受給者証は既に事業主経由で交換が完了しています。

ご注意ください

- ・ 現役並みの所得者（一部負担金等の割合は「3 割」）は変更ありません。
- ・ 任意継続被保険者等の対象者には健康保険組合より直接ご案内致します。
- ・ 今後、高齢受給者証の交換はありませんので、後期高齢者医療制度に加入となるまで大切にお使い下さい。